



2024年8月13日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

第12回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、Seacastle Singapore Pte Ltd. (以下、「Seacastle」といいます。)が保有する第12回新株予約権(2023年12月28日発行)の一部をJOHN CHI CHONG FOU (ジョン・フー)氏(以下、「ジョン氏」といいます。)に譲渡することを承認する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023年12月12日付で開示いたしました「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)並びに行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ」のとおり、2023年12月28日を払込期日として第12回新株予約権を発行いたしました。保有先であるSeacastleより、2024年8月13日付で、引き受けた第12回新株予約権294,118個のうち55,900個をジョン氏に対し譲渡することについて、承認依頼がありました。

Seacastleは、2024年7月17日付「新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」の開示のとおり、合同会社トリコロール2に対して第12回新株予約権の一部譲渡を行っております。

今回、譲渡先であるジョン氏につきましては、Seacastleが合同会社トリコロール2から紹介を受け、その後日本企業への投資案件等に関し情報交換を行っている仲であるとのことでした。

Seacastleは、日本企業の投資先ポートフォリオの入れ替えを検討していたため、保有する当社の新株予約権に関しても関心がないか提示を行っており、その後の両者協議で、ジョン氏より新株予約権の一部を譲渡したい旨の申し出を受けたとのことでした。

ジョン氏は、過去に上場企業や投資運用会社での代表経験もあり、金融業界に精通されています。現在ではベンチャー企業の経営参画などにも携わり、個人投資家でもあります。

また、合同会社トリコロール2を介して、当社代表ともジョン氏は以前より面識があり、当社の事業に関しても共感を頂いており、第12回新株予約権を含めた現在進行している当社のエクイティ・ファイナンスによる資金調達に関しても重々ご理解をいただいていることから、譲渡に際しても問題がないと判断し、承認をしております。

2024年8月13日時点で、Seacastleは第12回新株予約権を111,396個行使しており、残個数は126,852個となっております。

今回の新株予約権の譲渡につきまして、Seacastleからジョン氏に対して、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項ないし第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「新株予約権制限超過行使」といいます。)を行わないこと、新株予約権制限超過行使に該当する本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、また本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で新株予約権制限超過行使に係る義務を負うことを約

束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させることなど、第12回新株予約権の割り当て契約書に基づく行使条件をすべて承継することを確約済みである旨の書面もSeacastleより事前に差し入れがあり、当社で確認了承しております。

また、ジョン氏より、当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを確認しております。

2. 新株予約権の譲渡内容

譲渡する個数に関しては、Seacastleとジョン氏の両者意向なども踏まえて協議の上、決定されています。

- (1) 譲渡先 JOHN CHI CHONG FOU (ジョン・フー)
- (2) 譲渡承認日 2024年8月13日
- (3) 譲渡日 2024年8月13日
- (4) 譲渡個数 55,900個 (新株予約権1個につき10株)
- (5) 譲渡金額 5,198,700円 (新株予約権1個につき93円)
- (6) 当初行使価額 51円

※本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありませんが、2024年5月1日を効力発生日として当社は株式10株を1株に併合しており、当社の株価及び投資単位につきましては調整されています。

3. 譲渡先の概要

(1) 氏名	JOHN CHI CHONG FOU (ジョン・フー)
(2) 住所	東京都大田区
(3) 上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

当社は譲渡の承認に先立ち、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認のために独自に専門の第三者調査機関であるレストルジャパン21株式会社(住所:東京都千代田区内神田1-7-5 代表取締役:野畑 研二郎)に調査を依頼し、譲渡先が反社会的勢力および反市場行為に関わる内容は確認されなかった旨の報告を受けております。

また、払込みに要する資金等については、ジョン氏より銀行口座の写しを取得し、本件にかかる譲渡金額を上回る十分な資金確保がされていることを確認しております。資金の出所については自己の運用資金など全額自己資金であることも口頭で確認しております。

当社としても譲渡に際していずれも問題ないことを確認し、判断しております。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

第 12 回新株予約権の概要

①新株予約権の発行日	2023 年 12 月 12 日
②発行した新株予約権の総数	294,118 個 (新株予約権 1 個当たり 10 株)
③発行した新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 2,941,180 株
④発行価額	総額 27,352,974 円 (新株予約権 1 個当たり 93 円)
⑤行使価額及び行使価額の修正条項	行使価額：1 株あたり 51 円 当初行使価額は、2023 年 12 月 12 日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) と同額であります。行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日 (但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」といいます。) (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」といいます。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 26 円 (本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の 50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額) (以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。) を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
⑥権利行使期間	2023 年 12 月 29 日から 2025 年 12 月 26 日

以 上